



三重県がん診療連携準拠点病院 および三重県がん診療連携病院の 指定更新について

1. 前回までの議論

2. 準拠点病院の指定更新

3. 連携病院の指定更新



がん診療提供体制にかかるとる病院

令和4年度第2回三重県がん対策推進協議会
資料2-1を一部改変

国指定（「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」により）

がん診療連携拠点病院

- 国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦したのについて、厚生労働大臣が指定した病院。
※「都道府県がん診療連携拠点病院」（都道府県に1カ所）と、「地域がん診療連携拠点病院」（原則、がん医療圏に1カ所）

地域がん診療病院

※三重県において指定を受ける病院はない

- がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏に、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定した病院。
※がん診療連携拠点病院とのグループとして指定。

特定領域がん診療連携拠点病院

- 特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療している病院について、国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦したものを厚生労働大臣が指定した病院。
※指定を受けている病院は全国で1カ所のみ。

県指定（「三重県がん診療連携準拠点病院及び三重県がん診療連携病院の指定に関する要綱」により指定）

三重県がん診療連携準拠点病院

- 拠点病院に準じてがんの標準的・集学的治療を行う病院として、県が指定した病院。

三重県がん診療連携病院

- 拠点病院及び準拠点病院を補完する病院として、県が指定した病院。

主な要件

● 全体的な方針

- ・ 厚生労働省が定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の「Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」を原則すべて満たす必要がある。

● 指定機関数及び地域性について

- ・ 本県のがん医療の均てん化及び診療機能の集約化・重点化をはかる観点から、拠点病院とあわせて10機関程度整備することを目途とする。

● 診療体制について

- ・ 放射線診断、放射線治療、病理診断に係る要件については、必須とはしないものとする。

● 診療実績について

- ・ 「院内がん登録数」、「悪性腫瘍の手術件数」、「がんに係る薬物療法のべ患者数」、「放射線治療のべ患者数」、「緩和ケアチームの新規介入患者数」の基準値については、当該病院が所在する地域の対象人口見合いとする。
- ・ 患者割合を算出する際に分子に用いる新規入院がん患者数は、当該区域に居住する患者を対象とする。また、分母に用いる患者調査の数値は、当該病院が所在する区域の人口見合いとする。

主な要件

<「高度又は特異性のある医療」について>

新 「悪性腫瘍の手術件数」、「がんに係る薬物療法のべ患者数」、「放射線治療のべ患者数」、「緩和ケアチームの新規介入患者数」のいずれかの項目が、がん診療連携拠点病院の要件を満たすこと。

<「拠点病院や準拠点病院を補完する」について>

新 「悪性腫瘍の手術件数」、「がんに係る薬物療法のべ患者数」、「放射線治療のべ患者数」、「緩和ケアチームの新規介入患者数」のいずれかの項目が、がん診療連携拠点病院の要件の80%を満たすこと。

- 当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、以下のいずれかの診療実績の割合を満たすこと。
 - ・ がん医療圏に拠点病院等がある場合：16%程度又は連携する拠点病院等の患者割合の3割程度
 - ・ がん医療圏に拠点病院等がない場合：20%程度

人口見合いの考え方について

- 準拠点病院の診療実績においては、「院内がん登録数」、「悪性腫瘍の手術件数」、「がんに係る薬物療法のべ患者数」、「放射線治療のべ患者数」、「緩和ケアチームの新規介入患者数」の基準値については、当該病院が所在する地域の対象人口見合いとすることとしている。
- 今回の要件改定において、連携病院の指定要件にも診療実績の要件を追加しているが、基準値を当該病院が所在する地域の対象人口見合いとする旨が含まれていない。

連携病院においても、基準値を当該病院が所在する地域の対象人口見合いとしてはどうか

人口見合いにした場合の基準値

		悪性腫瘍の手術数	がんに係る薬物療法のべ患者数	放射線治療のべ患者数	緩和ケアチームの新規介入患者数
基準値		400	1000	200	50
伊賀		322	806	161	40
	80%の場合	257	644	128	32
東紀州		124	311	62	15
	80%の場合	99	249	49	12

1. 前回までの議論

2. 準拠点病院の指定更新

3. 連携病院の指定更新



現在指定を受けている病院

病院名	がんの医療圏
桑名市総合医療センター	桑員
三重県立総合医療センター	三泗
三重中央医療センター	津
済生会松阪総合病院	松阪

要件の充足状況

- 4病院とも、標準的・集学的治療を実施するための必須要件を満たすとともに、病院が所在するがん医療圏に居住する患者の診療割合に関する要件を満たしている。



4病院の準拠点病院の指定を令和10年3月31日まで更新することとしてはどうか

1. 前回までの議論
 2. 準拠点病院の指定更新
 3. 連携病院の指定更新
-



現在指定を受けている病院

病院名	がんの医療圏
いなべ総合病院	桑員
もりえい病院	
四日市羽津医療センター	三泗
塩川病院	鈴亀
鈴鹿回生病院	
藤田医科大学七栗記念病院	津
岡波総合病院	伊賀
上野総合市民病院	
名張市立病院	
松阪市民病院	松阪
市立伊勢総合病院	伊勢志摩
尾鷲総合病院	東紀州

要件の充足状況

病院名	100%				80%				診療割合	更新の可否
	悪性腫瘍の手術数	がんに係る薬物療法のべ患者数	放射線治療のべ患者数	緩和ケアチームの新規介入患者数	悪性腫瘍の手術数	がんに係る薬物療法のべ患者数	放射線治療のべ患者数	緩和ケアチームの新規介入患者数		
いなべ総合病院										
もりえい病院				○				○		○
四日市羽津医療センター		○				○				○
塩川病院										
藤田医科大学七栗記念病院										
鈴鹿回生病院				○				○	○	○
岡波総合病院				○				○		○
上野総合市民病院				○				○		○
名張市立病院										
松阪市民病院		○			○	○			○	○
市立伊勢総合病院					○				○	○
尾鷲総合病院				○				○		○

対応方針

- P11の表において、更新の可否に「○」が記載されている病院は、以下のいずれかの要件を満たしている。
 - ・ いずれかの診療実績が、がん診療連携拠点病院の要件を満たしている。
 - ・ いずれかの診療実績が、がん診療連携拠点病院の要件の80%を満たすとともに、病院が所在するがん医療圏に居住する患者の診療割合に関する要件を満たしている。



要件を満たす病院については、令和10年3月31日まで指定を更新としてはどうか

要件を満たさない病院については、特例型として令和7年3月31日までの更新とし、令和6年度の本協議会において再度要件の充足状況を確認することとしてはどうか

【参考】県内のがん診療連携拠点病院等の一覧（R5.4時点）

二次医療圏	がんの医療圏	がん診療連携拠点病院		三重県がん診療連携 準拠点病院	三重県がん診療連携病院	
		都道府県	地域		「高度又は特異性 のある医療」を提供 する病院	「拠点病院や準拠 点病院では対応 しきれない医療を 補完する」病院
北勢	桑員			桑名市総合医療センター	いなべ総合病院 もりえい病院	
	三泗		市立四日市病院	県立総合医療センター	四日市羽津 医療センター	
	鈴亀		鈴鹿中央総合病院		塩川病院	鈴鹿回生病院
中勢伊賀	津	三重大学医学部 附属病院		三重中央医療センター	藤田医科大学 七栗記念病院	
	伊賀					岡波総合病院 上野総合市民病院 名張市立病院
南勢志摩	松阪		松阪中央総合病院	済生会松阪総合病院		松阪市民病院
	伊勢志摩		伊勢赤十字病院			市立伊勢総合病院
東紀州	東紀州					尾鷲総合病院